



# エレベーター用 防災チェア

## を**無償**で配付します

地震時に、エレベーターに閉じ込められた際に使用します。申請は1回限り



中身(一例)



### 対象

港区内の共同住宅  
※管理組合や管理会社など

### 注意事項

- エレベーターが設置されていて、エレベーター用防災チェアまたはエレベーター用防災キャビネットが未設置であること。
  - 収納品(非常用品)の入替など、管理は申請者で行っていただきます。
- ※ エレベーターが設置されていることが分かる図面とかご内の写真を提出していただきます。

### 申込先

- 港区役所防災課  
(港区芝公園1-5-25 5階)
  - 各地区総合支所 協働推進課
- 申請書は上記窓口で配布しています。



問合せ先

港区役所 防災課



03-3578-2516

